

近組 2021-044 号

2021 年 8 月 19 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 阪本 洋三

団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、名誉教授の授与基準について以下のように要求する。

1. 「近畿大学名誉教授規程」第 2 条には、「名誉教授の称号は、本学専任教授として多年勤務し、教育上又は学術上、功績顕著な者に対し、学長の推薦に基づき名誉教授選考審議委員会及び大学協議会の議を経て授与する」とあり、勤務年数については具体的な年数は示されていない。一方、2009 年 9 月 9 日付「名誉教授選考審議委員会選考内規」（以下、内規）によると、勤務年数について第 1 条で「教授として 20 年以上勤務し」とある等、具体的な年数が定められている。本組合が把握している内規は 2009 年のものが最新であるが、その後、変更があれば開示せよ。
2. 貴法人は、これまで大学教員の定年を 70 歳から段階的に引き下げ、現在は 66 歳となっている。定年引き下げとともに、在職可能な年数は減っているのか、それに合わせて内規も変更されているのか説明せよ。
3. 2021 年 3 月をもって退職した経済学部の森川浩一郎教授（本組合執行委員）は、教授として 16 年勤務し、かつ、大学院経済学研究科長の役職を務めている。内規第 2 条には、「本大学の教授として 15 年以上勤務し、学長、学部長、学部長補佐、研究所長等を経験し、教育上又は学術上功績のあった者」とあり、この基準を満たしている。にもかかわらず、現時点で名誉教授の称号授与の連絡を受けていない。昨年度末に退職した教員への名誉教授授与の時期、および選考の進捗状況について説明せよ。

回答は一週間以内とする。

以上